

女子栄養大学短期大学部障害学生支援委員会規程

(目的)

第1条 本学において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援の推進を図るとともに、具体的な支援計画を策定することを目的として、女子栄養大学短期大学部に、女子栄養大学短期大学部障害学生支援委員会（以下「支援委員会」という）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(審議)

第3条 支援委員会は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援体制に関する事項
- (4) 施設・設備の整備に関する事項
- (5) その他障害学生の修学支援に関し必要と認める事項

2 支援委員会は前項の審議内容について、必要に応じて教授会等へ報告する。

(組織)

第4条 支援委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部学長（委員長）
- (2) 短期大学部副学長（副委員長）
- (3) 短期大学部長
- (4) 短期大学部学生部長
- (5) 駒込教務学生部長
- (6) 短期大学部教務学生課長
- (7) 短期大学部教務学生課員（駒込教務学生部長の任命による）
- (8) 駒込就職課長
- (9) 駒込就職課員（駒込教務学生部長の任命による）
- (10) 保健センター所長
- (11) 駒込保健センター看護師

2 前項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を構成員に加えることができる。

(委員長等)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長が務める。

3 副委員長は、副学長が務める。

(任期)

第6条 支援委員会の委員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(会議)

第7条 支援委員会は委員長の招集により開催する。

2 副委員長は委員長の指示のもと実務を代行することができる。

(議決)

第8条 支援委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(議事録)

第9条 支援委員会は、議事録を作成・保管しなければならない。
(意見の聴取)

第10条 支援委員会は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(専門部会)

第11条 支援委員会は、必要に応じて特定の事項について専門的に調査・整理するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。
(事務)

第12条 支援委員会に関する事務及び同委員会の審議に基づき策定した以下の事項に関する事務は、学内関係部署との連携のもと、駒込教務学生部(障害学生支援担当事務部署)において行う。

- (1) 入学を希望する学生への情報提供及び相談対応に関すること
- (2) 入学者選抜における受験上の配慮に関する業務に関すること
- (3) 障害のある学生の支援の申し出等の相談への対応に関すること
- (4) 障害のある学生の教育的ニーズの把握及び障害学生支援委員会への報告に関すること
- (5) 障害学生支援に係る学外機関等との連絡調整に関すること
- (6) 障害学生支援学生の募集、養成及び支援組織の運営管理に関すること
- (7) 学内外における障害学生支援に関する理解啓発に関すること
- (8) 施設・設備のバリアフリー化に関すること
- (9) その他障害学生支援に関し必要なこと

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃については、短期大学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年2月1日から施行する。